

独立行政法人酒類総合研究所共同研究規程

平成13年4月1日

訓令第7号

改訂 平18訓令第30号

改訂 平20訓令第9号

改訂 平28訓令第30号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人酒類総合研究所（以下、「研究所」という。）が他の研究機関（以下、「共同研究者」という。）と共同して行う研究（以下、「共同研究」という。）についての手続、管理の方法等を定め、もって共同研究を円滑に実施することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 研究所が行う共同研究及び共同研究の結果得た技術上の成果に係る発明の取扱いについては、独立行政法人酒類総合研究所業務管理規程（平成13年4月1日訓令第23号改訂平成28訓令第23号）及び独立行政法人酒類総合研究所職務発明規程（平成13年4月1日訓令第8号改訂平成28年訓令第31号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。ただし、複数の研究機関が参加する共同研究等において取扱いが別に定められている場合には、それによる。

(共同研究契約)

第3条 理事長は、共同研究者と共同研究を行おうとするときは、共同研究者の提出する共同研究申請書（別紙様式1）の内容を検討し、酒類に関する技術の向上その他の公共の利益（以下「公共の利益」という。）の観点から必要と認められる場合、共同研究に関する契約（以下、「共同研究契約」という。）を締結することができる。

(共同研究契約書)

第4条 理事長は、前条の規定により共同研究を締結しようとするときは、別紙様式2の共同研究契約書を基本として共同研究契約を締結するものとする。

(研究員の遵守事項)

第5条 研究所の研究員（以下、「職員」という。）が共同研究者の設備等を使用するとき

は、共同研究者の指示に従わなければならない。

- 2 共同研究者に属する研究員（以下、「共同研究員」という。）が共同研究のため研究所で研究に従事する場合の服務については、独立行政法人酒類総合研究所研究生規程を準用する。

（共同出願契約）

第6条 共同研究の結果、職員及び共同研究員が共同して発明を行い特許出願をしようとするときは、理事長は職務発明規程第4条、第9条及び第19条の定める手続きにより、共同研究者と共同で特許出願を行うものとする。ただし、共同研究契約で理事長が出願する旨の定めをしたとき又は職員及び共同研究者が特許を受ける権利を理事長に譲り渡したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定に基づき共同研究者と共同で特許出願を行うときは、理事長は共同研究者と共同出願契約を締結しなければならない。共同出願契約書は、別紙様式3を基本として作成するものとする。

（優先実施権）

第7条 理事長は、前条第1項の規定により単独で承継した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「理事長に承継された特許権等」という。）についての特許実施契約の締結に当っては、共同研究者又は共同研究者の指定する者（以下「共同研究者等」という。）に限り、共同研究の実施期間終了の日又は特許出願公開の日のいずれか遅い日から10年を超えない範囲内において、当該理事長に承継された特許権等に係る発明を優先的に実施させることができる。

- 2 理事長は、前項の規定にかかわらず、公共の利益の観点から必要があると認められるときは、その理由を明示した上で優先実施の期間を短縮し、又は優先実施の許諾を取り消すことができる。

（第三者に対する実施の許諾）

第8条 理事長は、共同研究者等が理事長に承継された特許権等に係る発明を、共同研究の実施期間終了の日又は特許出願公開の日のいずれか遅い日から1年の期間内に正当な理由なく実施しないときは、共同研究者等以外の者に対し、当該権利に係る発明の実施を許諾することができる。

- 2 理事長は、前条第1項の規定により共同研究者等に優先実施権を付与した場合において、当該優先実施権を付与したことが公共の利益を損なうと認められるときは、優先実施期間中においても第三者に対し当該権利の実施を許諾することができる。

（独自発明の取扱い）

第9条 理事長は、職員が共同研究の結果、独自に発明を行い、特許出願を行おうとするときは、事前に当該発明を独自に行ったことについて共同研究者の同意を得ることとする。

2 共同研究者は、共同研究員が共同研究の結果、独自に発明を行い、特許出願を行おうとするときは、事前に当該発明を独自に行ったことについて理事長の同意を得ることとする。

附 則

第1条 この規程は平成13年4月1日から施行する。

第2条 平成13年4月1日以前に締結された共同研究契約については、この規程を適用しない。

附 則（平成18年7月10日一部改訂）

本規程は、平成18年7月10日から施行する。

附 則（平成20年9月30日一部改訂）

本規程は、平成20年9月30日から施行する。

附 則（平成28年7月4日一部改訂）

本規程は、平成28年7月10日から施行する。

共同研究申請書

令和 年 月 日

理事長 殿

申請者 住所
氏名 印

下記により貴所との共同研究を実施したいので申請します。

記

- 1 研究課題
- 2 研究目的
- 3 研究内容及び目標
- 4 申請の理由
- 5 研究の実施場所
- 6 研究の実施期間の希望
- 7 研究に参加する研究員の氏名及び当該職員の派遣の要否
- 8 研究の分担及び技術知識の提供についての希望
- 9 研究費の分担についての希望
- 10 特許権の実施についての希望
- 11 その他

添付書類

- 1 会社概況書
- 2 要覧
- 3 派遣研究員の経歴書

共同研究契約書

独立行政法人酒類総合研究所 理事長 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) とは、次の条項に従い
に関する共同研究の実施について契約を締結する。

(共同研究)

第 1 条 甲及び乙は、次の研究を共同で実施する。

研究課題	〇〇	に関する研究
研究内容	イ △△	に関する研究
	ロ △△	に関する研究

(実施場所)

第 2 条 本共同研究の実施場所は、次のとおりとする。

- 一 △△に関する研究 広島県東広島市鏡山三丁目 7 番 1 号
(甲の研究所内)
- 二 △△に関する研究 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
(乙の〇〇工場内)

(実施期間)

第 3 条 本共同研究の実施期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(管 理)

第 3 条 (研究管理の方法を定める)

(例 1)

本共同研究の管理は、甲及び乙が共同してこれを行い、本共同研究の効率的推進を図るものとする。

(例 2)

本研究の管理は、甲が一体的に行うこととする。

(研究の分担)

第 5 条 甲及び乙は、それぞれ次の研究を分担する。

- | | |
|---|----------|
| 甲 | △△に関する研究 |
| 乙 | △△に関する研究 |

(研究員)

第 6 条 甲及び乙は、それぞれ次の研究員を本共同研究に参加させる。

- | | | | |
|---|------|------|-----------|
| 甲 | 〇部門長 | 〇〇〇〇 | 本研究の総括的指導 |
|---|------|------|-----------|

		△△に関する研究
○部門主任研究員	○○○○	△△に関する研究
○部門研究員	○○○○	△△に関する研究

乙	技術部主任技師	○○○○	△△に関する研究
	技術部技師	○○○○	△△に関する研究

2 乙に属する研究員が独立行政法人酒類総合研究所で研究に従事する場合の服務は、独立行政法人酒類総合研究所研究生規程の定めるところによる。

(設備及び費用の分担)

第7条 甲及び乙は、それぞれ別表のとおり設備及び費用を分担する。

(特許出願)

第8条 甲又は乙は、甲又は乙に属する研究員が本共同研究の結果独自で行った発明に係る特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自で行ったことについて事前にそれぞれ乙又は甲の同意を得ることとする。

2 甲に属する研究員及び乙に属する研究員が本共同研究の結果共同して発明を行い、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、甲及び乙が特許を受ける権利を取得し、共同して特許出願を行うこととする。

(注) 本契約締結時に共有特許権の持分を定めることができる場合には、第8条に次の第3項を加える。

3 本共同研究の結果得た技術上の成果に係る発明であって、前項の規定に基づき甲及び乙の共有に属する特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(以下「共有特許権等」という。)のそれぞれの持分は特許出願時に別途協議するものとする。

(実施料)

第9条 乙が共有特許権等に係る発明を実施しようとするときは、当該権利に係る持分に応じ、別に実施契約で定める実施料を支払わなければならない。

(特許料等)

第10条 (特許費用について定める)

(例1)

乙は、共有特許権等に係る発明の特許に関する持ち分に応じ、下記の割合で費用を負担する。

(例2)

乙は共有特許権等に係る発明の特許に関する一切の費用を負担する。

(例3)

甲は共有特許権等に係る発明の特許に関する一切の費用を負担する。

(技術知識の文書提出)

第 11 条 甲及び乙は、互いに必要と認めて特に指定したときは、共同研究の結果得た技術上の知識をできる限り精密な文書として相手方に提出しなければならない。

(秘密保持)

第 12 条 甲又は乙は、本共同研究実施期間中において研究成果を乙又は甲以外の者に知らせようとする場合は、共有特許権に係る発明の実施を許諾した第三者に知らせるときを除き、それぞれ乙又は甲の同意を得ることとする。

2 甲及び乙は、相手方から開示をうけた技術上、業務上の情報について本共同研究実施の期間中はもちろん、本契約第 8 条第 2 項により行った特許出願の出願公開日まで秘密を保持するものとし、相手方の同意なしに第三者に開示又は発表をしてはならない。ただし、共有特許権等に係る発明の実施を許諾した第三者に知らせる場合並びに公知になっているもの、第三者から取得したもの及び開示を受ける前に自ら所有していたものについては、この限りでない。

(協 議)

第 13 条 この契約で定めるもののほか、研究成果の取扱いその他必要な事項については、甲乙協議の上定める。

この契約の締結を証するため本契約書 2 通を作成し、甲乙それぞれ 1 通を保管する。

令和 年 月 日

甲 広島県東広島市鏡山三丁目 7 番 1 号
独立行政法人酒類総合研究所
理事長 ○ ○ ○ ○

乙 ○○県○○市○○町○番地
会社名
代表者 ○ ○ ○ ○

(注) 2-A 方式によるときは、理事長は必ず乙と別添「覚書」を締結する。

別 表

甲 酒類総合研究所負担	設 備	××××計 ××××器	○ 台 ○ 台
	費 用	×××費 計	○○万円 ○○万円
乙 ○○○○株式会社負担	設 備	××××計 ××××器	○ 台 ○ 台
	費 用	×××費 計	○○万円 ○○万円

覚 書

独立行政法人酒類総合研究所理事長 (以下「甲」という。) と
株式会社代表取締役 (以下「乙」という。) とは
に関する共同研究について共同研究契約を締結するに当り、第三者から共同研究契約書
第8条第2項の規定による甲及び乙の共有に属する特許を受ける権利又はこれに基づき
取得した特許権 (以下「共有特許権等」という。) に係る発明を実施したい旨の意志表示
を受けたときは、次によらなければならないことを承認する。

第1条 第三者から共有特許権等に係る発明を実施したい旨の意志表示を受けたときは、
甲及び乙は速やかに当該第三者に許諾することの可否について協議する。

第2条 甲又は乙のいずれか一方が実施の許諾に反対のときは、当該第三者に実施を許
諾しない。ただし、乙の反対にかかわらず甲が当該第三者が当該発明を実施できない
ことが公共の利益を損うと認めるときは、甲及び乙は当該第三者に対し、当該発明の
実施を許諾することとし、これに対し乙は特に異議を申し立てない。
この覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 広島県東広島市鏡山三丁目7番1号
独立行政法人酒類総合研究所
理事長 氏 名 印

乙 住 所
会社名
代表者 氏 名 印

共同研究契約書

独立行政法人酒類総合研究所理事長 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) とは、次の条項に従い
に関する共同研究の実施について契約を締結する。

(共同研究)

第 1 条 甲及び乙は、次の研究を共同で実施する。

研究課題	○ ○	に関する研究
研究内容	イ △ △	に関する研究
	ロ △ △	に関する研究

(実施場所)

第 2 条 本共同研究の実施場所は、次のとおりとする。

- 一 △△に関する研究 広島県東広島市鏡山三丁目 7 番 1 号
(甲の研究所内)
- 二 △△に関する研究 ○○県○○市○○町○○番地
乙の○○工場内)

(実施期間)

第 3 条 本共同研究の実施期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(管 理)

第 4 条 (研究管理の方法を定める)

(例 1)

本共同研究の管理は、甲及び乙が共同してこれを行い、本共同研究の効率的推進を図るものとする。

(例 2)

本研究の管理は、甲が一体的に行うこととする。

(研究の分担)

第 5 条 甲及び乙は、それぞれ次の研究を分担する。

甲	△ △	に関する研究
	△ △	に関する研究
乙	△ △	に関する研究
	△ △	に関する研究

(研究員)

第6条 甲及び乙は、それぞれ次の研究員を本共同研究に参加させる。

甲	○部門長	○○○○	本研究の総括的指導 △△に関する研究
	○部門主任研究員	○○○○	△△に関する研究
	○部門研究員	○○○○	△△に関する研究
乙	技術部主任技師	○○○○	△△に関する研究
	技術部技師	○○○○	△△に関する研究

2 乙に属する研究員が独立行政法人酒類総合研究所で研究に従事する場合の服務は、研修規程の定めるところによる。

(設備及び費用の分担)

第7条 甲及び乙は、それぞれ別表のとおり設備及び費用を分担する。

(特許出願)

第8条 甲又は乙は、甲又は乙に属する研究員が本共同研究の結果独自で行った発明に係る特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自で行ったことについて事前にそれぞれ乙又は甲の同意を得ることとする。

2 甲に属する研究員及び乙に属する研究員が本共同研究の結果共同して発明を行い、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、甲が特許を受ける権利を取得し、特許出願を行うこととする。

(優先実施権)

第9条 甲は、本共同研究の結果得た技術上の成果に係る発明につき甲に承継された特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「甲に承継された特許権等」という。）を、乙及び乙の指定する者に限り、本共同研究の実施期間終了の日又は特許出願公開の日のいずれか遅い日から○年間優先的に実施させる。

(第三者に対する実施の許諾)

第10条 甲は、乙又は乙の指定する者が、甲に承継された特許権等を本共同研究の実施期間終了の日又は特許出願公開の日のいずれか遅い日から1年の期間内に、正当な理由なく実施しないときは、乙及び乙の指定する者以外の者に対し、当該権利に係る発明の実施を許諾することができる。

(技術知識書の文書提出)

第11条 甲及び乙は、互いに必要と認めて特に指定したときは、共同研究の結果得た技術上の知識をできる限り精密な文書として相手方に提出しなければならない。

(秘密保持)

第12条 甲又は乙は、本共同研究実施期間中において研究成果を乙又は甲以外の者に知

らせようとする場合は、甲に承継された特許権等に係る発明の実施を許諾した第三者に知らせるときを除き、それぞれ乙又は甲の同意を得ることとする。

2 甲及び乙は、相手方から開示をうけた技術上、業務上の情報について本共同研究実施の期間中はもちろん、本契約第8条第2項により行った特許出願の出願公開日まで秘密を保持するものとし、相手方の同意なしに第三者に開示又は発表をしてはならない。ただし、甲に承継された特許権等に係る発明の実施を許諾した第三者に知らせる場合並びに公知になっているもの、第三者から取得したもの及び開示を受ける前に自ら所有していたものについては、この限りでない。

(協 議)

第13条 この契約で定めるもののほか、研究成果の取扱いその他必要な事項については、甲乙協議の上定める。

この契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 広島県東広島市鏡山三丁目7番1号
独立行政法人酒類総合研究所
理事長 ○ ○ ○ ○

乙 ○○県○○市○○町○番地
会社名
代表者 ○ ○ ○ ○

別 表

甲 酒類総合研究所負担	設 備	××××計 ××××器	○ 台 ○ 台
	費 用	×××費 計	○○万円 ○○万円
乙 ○○○○株式会社負担	設 備	××××計 ××××器	○ 台 ○ 台
	費 用	×××費 計	○○万円 ○○万円

別紙様式3（第6条関係）

共同出願契約書

令和 年 月 日

持分 広島県東広島市鏡山三丁目7番1号
独立行政法人酒類総合研究所
理事長 氏名

持分 住所
会社名
代表者 氏名

下記の発明に係る特許を受ける権利及び特許権の設定登録後における特許権を共有することを契約する。

記